

【情報提供】令和4年労働争議統計調査の概況

【調査結果のポイント】

1 労働争議の種類別の状況

令和4年の「総争議」の件数は270件(297件)で、令和元年に次いで過去2番目に低く、減少傾向である。このうち、「争議行為を伴う争議」の件数は65件(55件)、「争議行為を伴わない争議」の件数は205件(242件)であった。

2 労働争議の主要要求事項の状況

争議の主な要求事項(複数回答。主要要求事項を2つまで集計)は、「賃金」に関するもの139件(150件)で、総争議件数の51.5%と最も多く、次いで「組合保障及び労働協約」に関するもの103件(137件)、「経営・雇用・人事」に関するもの98件(96件)であった。

3 労働争議の解決状況

令和4年中に解決した労働争議(解決扱い(注2)を含む)は206件(223件)で、総争議件数の76.3%であった。そのうち「労使直接交渉による解決」は54件(63件)、「第三者関与による解決」は68件(77件)であった。

※注1 ()内は、令和3年の数値である。

※注2 不当労働行為事件として労働委員会に救済申立てがなされた労働争議、労働争議の当事者である労使間では解決の方法がないような労働争議(支援スト、政治スト等)及び解決の事情が明らかでない労働争議等は「解決扱い」として集計している。